

平成20年3月 4日開会

平成20年3月21日閉会

平成20年3月

第1回定例会会議録

(第5日 3月21日)

小豆島町議会

平成20年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第5号)

平成20年3月21日(金)午前9時30分開議

- 第1 議案第13号に対する総務常任委員会審査報告
- 第2 議案第5号、議案第8号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号及び議案第24号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第21号及び議案第22号に対する建設経済常任委員会審査報告
- 第4 報告第2号 . 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第5 議案第25号 . 平成19年度小豆島町一般会計補正予算(第5号) (町長提出)
- 第6 議案第26号 . 平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (町長提出)
- 第7 議案第27号 . 平成19年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第8 議案第28号 . 平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第9 議案第29号 . 平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第10 議案第30号 . 平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第11 議案第31号 . 平成19年度小豆島町病院事業会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第12 議案第32号 . 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第13 発議第2号 . 庁舎問題特別委員会の設置について (議員提出)
- 第14 発議第3号 . 議員定数特別委員会の設置について (議員提出)

- 第15 発議第 4号. 後期高齢者医療をはじめ、高齢者医療制度の中止・撤回を求める
意見書の提出について (議員提出)
- 第16 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第17 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第18 閉会中の継続調査の申し出について (内海ダム特別委員長提出)
- 第19 閉会中の継続調査の申し出について (交通問題特別委員長提出)
-

平成20年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第5号の追加)

平成20年3月21日(金)

- 第1 閉会中の継続調査の申し出について (庁舎問題特別委員長提出)
- 第2 閉会中の継続調査の申し出について (議員定数特別委員長提出)

開議 午前9時30分

議長（中村勝利君） 皆さんおはようございます。

定例会初日からお疲れのところをお集まりくださいますありがとうございます。

本日は3月5日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告及び追加議案として補正予算、特別委員会の設置などが提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月17日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定したので、審議のほどよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1及び日程第2並びに日程第3の各常任委員会審査報告については、付託議案を一括して行い、質疑、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2並びに日程第3の各常任委員会審査報告については、付託議案を一括報告とし、質疑、討論、採決は1議案ごとに行います。

~~~~~

日程第1 議案第13号に対する総務常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 日程第1、議案第13号に対する総務常任委員会審査報告を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。総務常任委員会委員長井上喜代文。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月5日に付託された議案について慎重審査をした結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成20年3月10日、13日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第13号平成20年度小豆島町一般会計予算。次の意見を付して原案どおり可決するべきものと決定した。

意見。

税務課。

軽自動車税の滞納繰越分が前年度と比較して増加している。車検時は納税証明書が必要であるが、内容を精査し減少に努められたい。

環境衛生課。

1. 野犬対策については、これまでも再三指摘してきたが、一向に効果が見られない。捕獲方法などに問題があるのならば、町民に対して広報活動を行い、自治会に呼びかけるなど官と民が一体となって取り組まれたい。

2. ごみの問題については、町は積極的に広報活動を行われたい。

商工観光課・オリーブ室。

1. オリーブ振興については、苗木の助成配布や遊休荒廃農地の再整備事業など栽培促進に向けた取り組みは評価できる。オリーブ課が新設されるため、さらなるオリーブの生産・販売の支援に取り組まれたい。

農林水産課。

食糧自給率を高めたり、地産地消からも農業経営が継続できるように町の支援策が必要である。

建設課。

1. 内海地区は花のまちづくり協会、池田地区は花とふれあいの会がそれぞれの地区において環境美化運動に取り組んでいる。活動や運営方法など相違点はあるが、早期に一体化を目指されたい。

2. 香川県においては、現在非常に厳しい財政状況下であるが、条件事業については早期着工に向けて要望されたい。

人権対策課。

同和対策事業については、生活環境などハード事業はほぼ整備されたが、ソフト面の対策が重要である。従来からの施策では限界に来ていると思われるので、一般施策に向けた団体のあり方、啓発など差別をなくすため全力を挙げて再考されたい。

社会教育課。

社会教育施設は建設後かなり年数が経過し、修繕も行われないうまま老朽化している状況である。計画的に検討されたい。以上です。

議長（中村勝利君） それでは、議案第13号平成20年度小豆島町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 人権対策の方の関係の報告がありましたが、人権対策の方の関係で香川県の総括審査の指摘がなされています。運動団体の財務状況の把握という点において、団体に対する補助金が支出されておりますが、団体の研修、中央行動などについては、本来みずからの収入でみずからの裁量と判断に基づいて行うのが本旨であるというふうに指摘しています。本町においての運動団体に対する支出に対しては格段の他の団体との差がある中で、本来支出については見直すべきだというふうに思いますが、その点について伺いたいと思います。

それと、地域改善対策のところの高校・大学の奨学資金の問題について、一般会計で410万7千円の支出があります。これは平成17年度に見直しされておまして、現在は17年度の時点で貸与されていた在校生のみの対象というふうに聞いております。本町における返還額はどうなっているのか、あるいは高校資金の月額に対しては幾らか、大学資金に対しては月額幾らなのか伺いたいと思います。

改良住宅の問題について、住民が生活しない本町において住宅が契約されております。例えば、倉庫がわりにしてるとかいうふうなことで、本来住宅に入りたいというふうに思っても、改良住宅に入れられないという状況があるそうですが、この分のことについてちゃんとしたチェックがなされているものかどうなのか。昨年暴力団を排除するに関する条例が出されました。可決されております。町営住宅入居に関して、その成果があったのかどうか伺いたいと思います。

最後に、生活保護の受給に関して本町においては受給の窓口がありますが、実際には生活保護を受けるべきでない状況にあるにもかかわらず生活保護を受給している、もともと本当に生活保護が必要だという人にはなかなか受給が許可されないという状況がありますが、このような状況も県と町の連携においてきちとしたチェックがなされているのかどうか、その状況についてどうなのか、その点について伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 村上議員に申しますけども、この質疑については委員会の経過と結果についての質疑でありますので、よろしく申し上げます。8番井上議員。

総務常任委員長（井上喜代文君） 13日のまとめの日に、各委員長と、3委員長と委員

とで話し合いしたところで、質問があった場合には担当の委員長が答弁し、細かい数字とかについては担当の課から説明をしてもらおうという話になっておりますので、担当の委員長の方から説明できる部分について質疑の説明をいたします。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

教育民生常任委員長（安井信之君） 詳細な数値のことでしたので、担当課より説明をお願いできたらと思います。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 14番村上議員の質問の中で、県の審査の結果、各団体への補助をしておる中の中央行動に対しての旅費といいますが、その部分についてのお話ですけど、これ3月18日この会期中でありますけれども、県の主管課長会がございました。その中で資料をいただいています。そこまで十分把握しておりませんが検討してまいりたいと思います。

それともう一点、改良住宅の空き家の問題であろうかと思いますが、その分については昨年の10月から名義人を含めまして、各それぞれうちの担当の方で全地区回るということで、まだ草壁地区の住宅280戸が済んだ状態であります。それで、名義人とその空き家にしておる部分についての部分は、それぞれ名義人にお話をするなりということですから対応してまいりたいと思っております。それと、空き家につきましては、町へ返ってきたものについては、今年度で草壁住宅4戸を募集して入居をしていただいております。現在まで、この3月で福田が1軒、それと17年度ちょっと数字あれですけども、17年度であったと思いますけども橘で4軒の住宅入居をしていただいております。

それと、暴力団に対しての確認ができていくかということです。今のところは確認できておりません。というのは、そういう事例がないということでご了解いただいたらと思います。以上であります。

議長（中村勝利君） ほかに。学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 高校・大学の奨学資金のお尋ねなんですけれども、県が貸し主ですけども、その奨学資金については村上議員ご指摘のとおり一般対策になりまして、通常の奨学資金として県の方が運営しておりまして、私方で何名いるかというのはちょっと把握はできておりません。

それからもう一点、事務局費で計上しております高校大学の奨学資金についてはこれは町の単独の個人給付でございます。それが410万7千円の予算額ですけども、その月額支給額のお尋ねだったかと思いますが、高校ですけども公立が年額ですが4万

4,400円、それから私立の高校が4万9,200円、それから大学が国公立で9万8,400円、私立が10万800円となっております。以上です。

議長（中村勝利君） 議員の皆様にお知らせをしておきます。

委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する疑義をたずることにとどめ、付託事件の内容について提出者に質疑することはできないとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

ほかに質疑はありませんか。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 生活保護に関しましては、私方町の段階では受け付け業務をすると、受け付けした書類は進達しまして県の方で生活保護の認可等はっております。それで、町としましては県の方へ進達した形のみでございます。それで、県の方で小豆島町でしたら県事務所の福祉課の方でっております。そこで、本来ですと申請がありまして14日以内に本人に通知をします。ただし、資産等の状況調査をする場合は最高1カ月まで延長することができるということになっております。それで、多分14日以内に県の福祉課の中で協議をいたしまして、再調査をする必要があれば最高1カ月まで延長して本人に通知をしておるとというのが現状でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

それでは、まず原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は平成20年度の一般会計予算に対して反対討論を行います。

平成20年度一般会計予算は、政府の進める行財政改革と集中改革プランに基き徹底した行政改革を推進するとし、それに沿って初年度である平成20年度予算から各分野において民生費を主に住民不在の行政施策の後退が示されています。自民・公明与党による医療制度の改悪によって、4月1日から後期高齢者医療制度が施行されようとし、その関連予算を計上しています。わずかな年金を生活の糧にしている高齢者を75歳で線引きし、別の医療制度に加入させ、新たに保険料を徴収し年金から介護保険料と合わせて天引きし、その上治療や健診の制限や廃止を設けるなど健康と命を脅かすこのような制度は、世界に例がないと言われる悪制度です。また、病気予防施策のがん検診手数料の値上げの予算計上がされており、これらは到底容認することはできません。

次に、同和対策事業は香川県包括外部監査の指摘にもあるように、隣保館運営費補助事



業、他の団体と格段の差をつけての特定団体に対する補助金等人権問題、人権同和問題に係る予算は依然として大きいものと言えます。このような計上は容認できないし、一般対策移行の中身についての見直しも必要であります。

内海ダム再開発費とその関連の公園建設費は、多大な額が予算計上されています。財政難と認めながらこれらの継続事業とする内海ダム関連費は、ほとんどが一般財源と起債によって税金が投入されて、さらに町財政の硬直化の一因になることは必至です。このように町民の税金が投入されながら住民児童福祉費の予算は減額されています。保護者の切実な願いである就学前までの子供の医療費無料化にこたえるべきです。町長は議会においても、町長交渉においても子供の医療費の就学前まで無料化は必要であると示しており、前向きに取り組みたいと答弁されたのではないのでしょうか。このことは全く心にもないことを答弁されたのでしょうか。平成20年度予算で計上していないことに対し町民は失望していると思います。

妊婦健診の診察券の4枚から5枚の無料交付は評価しますが、大方の予算の配分は大型含む建設投資に偏り、農林水産振興、住民福祉等は軽視している予算配分のように判断します。住民の暮らし、福祉を軸とする予算にすべきです。以上のことから、平成20年度一般会計予算に反対します。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 私は賛成の立場で意見を述べたいと思います。

同和行政の目的は、一日も早い同和地区の解放、つまり部落差別の解消を図り、偏見と差別のない明るい民主社会の実現を目指すものでございます。そのために長年の厳しい差別により経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれてきた同和地区住民に対し、差別を温存、助長する生活環境及び教育、産業、就労問題など地区外住民との格差の是正を図るなど、地区住民の自主自立を図るための施策をこれまで実施してきたところであります。しかしながら、今なお本町の同和地区の実態は教育、就労状況等まだまだ憂慮すべき状況にあります。一日も早い部落差別の解消には対象地区の低位な実態からの脱却が重要な課題であり、そのためには必要な施策を実施するとともに、被差別の側にある地区住民の主体的、自立的立ち上がりが問題解決の大きな力になると考えます。

また、がん検診の個人負担につきましては、本町の財政状況の厳しさ、自分の健康は自分で守るためのがん検診、また受益者負担、公平さという観点から20年度から見直しを行ったものであります。

次に、内海ダム再開発事業で計画している公園建設事業は、ダム周辺地域の一体的な利

活用を含め、適正な環境整備を行うものでありぜひ必要な事業と判断されます。以上のようなことから、平成20年度小豆島町一般会計予算については妥当な予算編成を行っていると思えますので、予算認定に賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第5号、議案第8号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号及び議案第24号に対する教育民生常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 次、日程第2、議案第5号、議案第8号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号及び議案第24号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月5日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成20年3月6日、12日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第5号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第8号小豆島町後期高齢者医療に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第14号平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第15号平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)議案第16号平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6)議案第17号平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

次の意見を付して原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

新制度である後期高齢者医療制度については、制度内容、運営が住民に理解されがたいので、説明会の開催や広報活動及び相談窓口の設置など積極的に実施し、制度開始後混乱が生じないように対処願いたい。

(7)議案第18号平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(8)議案第19号平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(9)議案第20号平成20年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(10)議案第23号平成20年度小豆島町病院事業会計予算。

次の意見を付して原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

全国的に自治体病院の経営が悪化している状況の中、内海病院においても同様に厳しい経営状況になっている。たび重なる診療報酬の改正、患者数の減などが考えられるが、小豆島の中核病院としてまた救急医療や高度医療化に対応するため医師、看護師の確保、高額医療機器の更新、建物の改修など今後問題が山積みしている。島の病院のあり方を土庄中央病院との合併も視野に入れ、早期に検討されたい。

(11)議案第24号平成20年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(12)総務常任委員会から分割審査の委託を受けた議案第13号平成20年度小豆島町一般会計予算中、本委員会関係については、原案どおり可決すべきものと報告します。以上です。

議長（中村勝利君） 初めに、議案第5号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は議案第5号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例には反対をいたします。

理由は、この条例が重度心身障害者という弱い立場の人に新たな負担を求める非情なものであるからです。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 私は賛成討論を行います。

小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については賛成です。今回の本条例の一部改正については、香川県の新たな財政再建方策策定による香川県重度心身障害者等医療費支給事業費補助金交付要綱の一部改正に伴うものであり、県及び本町における厳しい財政状況を障害者福祉における本制度の重要性を考えた場合、継続性を確保し重度心身障害者と軽度心身障害者等との費用負担における不均衡、不公平を是正し、解消を図る上においても今回の条例改正は必要であると考えられることから、小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第8号小豆島町後期高齢者医療に関する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 意見の中で、住民に理解されがたいので、説明会の開催というふうにあります。これは具体的な執行部からの説明会の考え方が示されたんでしょうか。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

教育民生常任委員長（安井信之君） この条例に関してはそういうふうな意見は出しておりません。議案第17号でそういうふうな意見を出しておりますので、ちょっと意味が違うのではないかなと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） これは関連がある問題ですので、当然その中で話が出されて当然だと思いますが、そのように思いますがいかがですか。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

教育民生常任委員長（安井信之君） 委員会の中で、そういうふうな混乱が生じるおそれがあるというふうなことで、担当課内との話の中でそういうふうなことに努められたいというふうな形の意見が出たということで、特別会計予算の方にはそういうふうな形で報告させてもらいました。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は議案第8号小豆島町後期高齢者医療制度に関する条例に反対をいたします。

この後期高齢者医療制度は75歳になると強制的に今の保険制度から脱退させられて、後期高齢者だけの医療保険に組み込まれ、保険料は年金から天引きで徴収され、差別医療が押しつけられる世界に例のない医療制度であること。また、保険料の際限のない引き上げと滞納者からの保険証の取り上げがされることなど到底認められず、中止、撤回しかない制度であるからと考えるからです。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 私は賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

小豆島町後期高齢者医療に関する条例に対する討論をいたしますが、近年私たちの社会環境は大きく変化しております。特に我が国においては、少子・高齢化が急速に進んでおりまして、医療費の伸びが著しく、今後の超高齢化社会における医療制度の安定的な運営が大きな課題となっております。このような社会情勢を背景に平成18年6月医療制度関連法案が成立し、給付と負担の関係を明確にすると同時に社会全体で支え合う制度として後期高齢者医療制度が創設されることになりました。香川県では県内すべての市町が加盟する香川県後期高齢者医療広域連合が設立され、制度の運営を広域連合が行うことにより広域化が図られ、より安定した運営が期待されるところであります。以上の点から、小豆島町後期高齢者医療に関する条例を制定することについては賛成をいたします。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第14号平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は議案第14号平成20年度国民健康保険事業特別会計予算には反対をします。理由は、後期高齢者医療制度導入に伴い国民健康保険税が現役世代の医療費に使われる一般保険料と高齢者医療の支援に使われる特定保険税に分けられ、高齢者医療に使われるお金を目に見えるようにし、現役世代と高齢者を分断させ、高齢者の負担増や医療切り捨てをやりやすくするための改悪になっていること。その上、保険税の引き

上げで住民の負担増になっていること。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 私は賛成討論をします。

国民健康保険は憲法に定める社会保障制度として、また国民皆保険の根幹を成す重要な制度であります。運営につきましては、被保険者の方々に負担していただいた国保税を国や県などの支出金を補って療養費の給付を行っています。また、平成20年度から義務づけられる特定健診、特定保健指導も医療費の適正化につながるが大いに期待できます。全住民の皆保険を継続し、持続させるための保険制度として妥当な予算編成を行っていると思えますので、予算認定に賛成いたします。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第15号平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第17号平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 議案第17号平成20年度後期高齢者医療事業特別会計予算には私は反対をいたします。

理由は、先ほど議案第8号の反対討論で述べたとおりであります。さらにつけ加えますならば、負担の公平というなら弱い立場のお年寄りに負担をかけるのではなく、大企業などから応分の負担をするべきです。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番新名議員。

6番（新名教男君） 賛成の立場で討論します。

国の医療制度改革の一環として健康保険法の一部を改正する法律により創設されたこの後期高齢者医療制度は、給付と負担を明確にするとともに急速な少子・高齢化に伴う日本の現状を考えたときに、国民皆保険は将来にわたって維持するためには重要な制度であると思っております。その保険制度として妥当な予算編成がなされていると認めますので、予算認定に賛成いたします。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第18号平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第19号平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号平成20年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第23号平成20年度小豆島町病院事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第24号平成20年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について、委員長報

告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第21号及び議案第22号に対する建設経済常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 次、日程第3、議案第21号及び議案第22号に対する建設経済常任委員会審査報告を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。植松委員長。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。建設経済常任委員会委員長植松勝太郎。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月2日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．委員会開催年月日。平成20年3月11日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第21号平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第22号平成20年度小豆島町水道事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)総務常任委員会から分割審査の委託を受けた議案第13号平成20年度小豆島町一般会

計予算中、本委員会関係については、原案どおり可決すべきものと報告します。以上。

議長（中村勝利君） 初めに、議案第21号平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第22号平成20年度小豆島町水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は住民の合意が得られていない内海ダム再開発費の計上があります。なお、負担金の増額など今年度予算が計上されています。また、資本的支出、収支の内容によっても、剰余金の圧迫が見られます。主にやはり住民の総意が得られていないこのような水道事業会計予算に対して反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。3番森口議員。

3番（森口久士君） 私は賛成の立場から討論を行います。

議案第22号平成20年度小豆島町水道会計予算認定については、内海ダム再開発事業は平成14年に新規ダム建設事業の採択がなされて以来、別当川の多目的ダムとして事業が進められており、事業用地の約97%の用地買収が完了し、県道、町道のつけかえ工事も鋭意行われております。ダム事業の大きな目的が地域住民の生命や財産を守る治水目的としておりますので、この事業の推進により別当川流域のとうとい人命や貴重な財産を台風などの

自然災害から守り、安全で安心して生活できる地域を創造し、また水不足による日常生活や経済活動に及ぼす渇水被害の解消を図るためにも総合的に整備を行っている事業であります。なお、多くの町民も新しいダム of 早期完成を待ち望んでおり、内海ダム再開発事業は最も優先される事業と判断されますので、議案に賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）

議長（中村勝利君） 日程第4、報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。町長の報告を求めます。

町長（坂下一朗君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起を地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条2項の規定により報告するものであります。

報告の内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 会計管理者。

会計管理者（松下 智君） このことにつきましては、町の債権の徴収は、各担当部署におきまして再三督促などを行っておりますが、それにもかかわりませず使用料等の納付をしないために、収納対策室に移管されたものにつきましては、収納対策室から2度にわたり催告あるいは特別催告を郵送で行っております。この収納対策室からの2度の催告にもかかわらず支払いもしないで、また納付相談にも応じない納付意欲も低いと判断した者3名ございますが、3名に対して土庄簡易裁判所書記官あてに町の債権に係る支払い請求の支払い督促を申し立てました。

この3名のうちの1名■■■■氏ですが、2月26日に分割支払いに応じる旨の異議申し立てが裁判所の方に出されました。これによりまして民事訴訟法の規定によって訴えの提起がなされたものとみなされたものでございます。このことによって、議会から町長への専決をしていい事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上です。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

暫時休憩します。再開は10時40分。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時41分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 5 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 6 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 7 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 0 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 1 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 2 号）

議長（中村勝利君） 次、日程第 5、議案第 25 号平成 19 年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号）、日程第 6、議案第 26 号平成 19 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 7、議案第 27 号平成 19 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 8、議案第 28 号平成 19 年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 9、議案第 29 号平成 19 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 10、議案第 30 号平成 19 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 11、議案第 31 号平成 19 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 2 号）は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第25号平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算（第5号）で追加補正をお願いいたします額は、マイナス9,348万6千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費マイナス1,331万7千円、民生費マイナス1,559万6千円、衛生費1,019万5千円、農林水産業費マイナス2,639万9千円、商工費1,945万円、土木費マイナス4,991万2千円、消防費マイナス324万1千円、教育費マイナス1,466万6千円となっております。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第26号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第27号国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）、議案第28号老人保健事業特別会計補正予算（第1号）、議案第29号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第30号介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第31号病院事業会計補正予算（第2号）の内容につきましてもそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第5、議案第25号平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の3ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,348万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を82億2,529万1千円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を6ページの第2表のように定めるものでございます。

3条は、地方債の補正でございます。6ページをお開き願います。第3表地方債の補正でございますが、事業の精算見込みにより補正前の限度額をそれぞれ補正後の限度額に変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書により説明いたします。

補正予算説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも例年と同様、事業の確定、精算見込みによる補正が主となっております。よろしくお願いたします。

歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金、1項2目1節農業費分担金19万5千円ですが、事業の精算見込みによる分担金の変更でございます。

同じく2項1目1節社会福祉費負担金106万6千円の減ですが、老人ホーム入所者の減に伴う負担金の減でございます。2節児童福祉費負担金614万7千円の減ですが、説明欄1、2、4につきましては主に入所児童者数の減によるものでございます。3につきましては、主に所得階層の変動等によるものでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目1節商工費使用料200万円ですが、これはサイクリングターミナル宿泊者の増によるものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目2節児童福祉費負担金626万9千円の減ですが、説明欄1の私立保育所運営費負担金につきましては、保育児童数の減によるものでございます。説明欄2から6につきましては、支給対象者数の減によるものでございます。

同じく、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金189万3千円ですが、1の認定審査会事業費補助金13万4千円の減につきましては、認定審査回数の減に伴う事業費の減によるものでございます。2につきましては、後期高齢者医療制度の実施に伴う保険料負担の激変緩和措置を実施するためのシステム改修に対する補助金でございます。これは10割補助でございます。

同じく、2目衛生費国庫補助金、1節環境衛生費補助金506万2千円の減ですが、合併処理浄化槽設置事業の精算見込みによるものでございます。

同じく、3目土木費国庫補助金、1節住宅費補助金823万5千円の減ですが、改良住宅等改善事業の精算見込みによる減でございます。

同じく、4目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金1億9,133万1千円の増ですが、補助基本額の変更によるものでございます。

同じく、5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金1,004万円ですが国の合併推進整備費補助金の確定により計上するものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目2節児童福祉費負担金345万8千円の減ですが、国庫負担金のところと同様に説明欄1につきましては保育児童数の減によるもの、それから説明欄2から5につきましては支給対象者数の減によるものでございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページをお開き願います。



同じく、2項県補助金、2目1節社会福祉費補助金37万8千円の減ですが、事業の精算見込みによる減でございます。2節児童福祉費補助金158万円の減ですが、これも事業の精算見込みによるものでございます。

同じく、3目衛生費県補助金、1節環境衛生費補助金506万2千円の減ですが、国庫補助金のところと同様に合併処理浄化槽設置事業の精算見込みによるものでございます。

同じく、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金342万6千円の減ですが、説明欄1につきましては、事業の精算によるものでございます。2につきましては、直接土地改良区へ補助されることになったため減額するものでございます。3節水産業費補助金84万円の減ですが、これは事業の精算によるものでございます。

同じく、6目土木費県補助金、1節土木管理費補助金329万4千円の減ですが、改良住宅等改善事業の精算見込みによる減でございます。

同じく、7目教育費県補助金、1節小学校費補助金35万2千円、2節中学校費補助金20万7千円ですが、学習指導要領の趣旨に沿ってエネルギーや原子力に関する教育を小・中学校において主体的に取り組んだ場合に補助される原子力エネルギー教育支援補助事業が採択になったため計上するものでございます。4小学校、2中学校において取り組みを行ってまいります。

同じく、3項委託金、5目1節社会教育費委託金90万円ですが、県からの委託事業の受け入れによるものでございます。

次に、16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金49万2千円ですが、各種基金利子の確定によるものでございます。

同じく、2項1目1節土地建物売払収入147万7千円の減ですが、これは県営中山間地域総合整備事業に伴う用地買収面積、単価の変更によるものでございます。

次に、17款寄付金、1項2目1節民生費寄付金56万9千円でございますが、介護保険施設への寄付金でございます。7名の方から寄付をいただいております。

同じく、3目1節病院費寄付金256万9千円ですが、内海病院への寄付金でございます。25名の方から寄付をいただいております。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお開き願います。

次に、18款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金1,454万1千円の減でございます。ここで財源の調整を行っております。

同じく、4目1節園芸特産振興対策基金繰入金35万4千円の減ですが、事業費の確定に伴う繰入金の減でございます。

同じく、10目1節内海中学校整備基金繰入金3,104万2千円ですが、これにつきましては事業費の確定とそれに伴う国庫支出金、町債の変更によるものでございます。

同じく、2項財産区繰入金、1目1節財産区繰入金532万4千円の減ですが、財産区議会議員選挙が無投票になったための減でございます。

次に、20款諸収入、5項1目3節雑入126万3千円の減ですが、説明欄1、2につきましては、事業の確定に伴う受益者負担金の変更によるものでございます。3につきましては、配食数の減によるものでございます。

次に、21款町債2億6,730万円の減ですが、それぞれの事業の確定、精算見込みによる減でございます。以上、歳入の補正額合計は9,348万6千円の減となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

11ページ、12ページをお開き願います。

2款総務費、1項6目財産管理費、11節需用費74万1千円ですが、機構改革に伴う各種設備の改修費用でございます。

同じく、7目企画費、19節負担金補助及び交付金664万4千円の減ですが、これは広域負担金の確定によるものでございます。

同じく、13目防災諸費、13節委託料209万円の減でございます。これは防災行政無線実施設計業務の確定によるものでございます。

同じく、4項5目財産区議会議員選挙費532万4千円の減、財産区議会議員選挙が無投票になったための減でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、21節貸付金60万円の減ですが、新規貸付者の減によるものでございます。

同じく、2目老人福祉費、13節委託料102万円の減ですが、説明欄の1につきましては、被扶養者であった者に対する保険料負担の激変緩和措置に伴うシステムの改修費用でございます。これにつきましては10割補助ということになっております。説明欄2から5につきましては、事業の精算見込みによるものでございます。19節負担金補助及び交付金55万1千円の減ですが、説明欄1につきましては県補助金の確定による減、2につきましては、対象者数の減によるものでございます。

めくっていただきまして、13ページ、14ページをお開き願います。20節の扶助費30万円の減ですが、介護保険特別会計の地域支援事業で対応したための減でございます。23節償還金利子及び割引料5万5千円ですが、在宅福祉事業補助金の過年度もらい過ぎ分の返還金でございます。28節繰出金472万1千円ですが、説明欄1、2につきましては給付実績

見込みによる町負担部分の介護保険、老人保健会計への繰出金でございます。3につきましては、介護予防支援特別会計への収支不足額を繰り出すものでございます。

同じく、4目障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金26万7千円の減でございますが、これは広域負担金の確定によるものでございます。

同じく、2項児童福祉費、2目児童措置費、20節扶助費693万5千円の減ですが、これは支給対象児童数の減によるものでございます。

4目児童福祉施設費、7節賃金275万円の減でございますが、嘱託職員数の減によるものでございます。13節委託料794万9千円の減ですが、委託児童数の減、利用者数の減によるものでございます。

次に、4款衛生費、1項3目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金1,518万4千円の減ですが、合併処理浄化槽設置基数の減によるものでございます。

同じく、2項清掃費、2目塵芥処理費、11節需用費5千円、それから17節公有財産購入費498万円につきましては、吉野埋立処分地の用地購入に要する経費でございます。19節負担金補助及び交付金261万2千円の減につきましては、広域負担金の確定によるものでございます。

同じく、4項病院費、1目19節負担金補助及び交付金1,903万5千円ですが、交付税算入確定によるものでございます。

めくっていただきまして、15ページ、16ページをお開き願います。25節積立金329万4千円ですが、基金利子また寄付金の確定額を積み立てるものでございます。

同じく、5項介護老人保健施設費、1目25節積立金67万7千円ですが、これも同様に寄付金を基金に積み立てするものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項4目園芸振興費、19節負担金補助及び交付金78万4千円の減でございます。説明欄1については、事業の精算による減、2につきましては補助対象事業がなくなったことによるものでございます。25節積立金14万5千円につきましては、基金利子の積み立てでございます。

同じく、6目農地費、17節公有財産購入費1,667万9千円の減ですが、用地買収単価、面積の変更によるものでございます。19節負担金補助及び交付金219万5千円の減ですが、説明欄1、2につきましては、事業の精算による減、3については土地改良区へ直接補助されることとなったための減でございます。

同じく、12目オリーブ生産費、15節工事請負費504万5千円の減ですが、説明欄1につきましては、白崎海岸環境整備事業の採択要件といたしまして農地整備が要件となっております。

り、整備するものでございます。2につきましては事業の精算見込みによる減でございます。

同じく、3項水産業費、1目水産業振興費、15節工事請負費43万9千円の減につきましては、事業の精算によるものでございます。19節負担金補助及び交付金20万2千円の減でございますが、実績による減でございます。

4目漁場整備事業費120万円の減ですが、事業の精算による減でございます。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、17節公有財産購入費1,745万円ですが、これはオリーブ植栽100周年を迎えるに当たりまして小豆島オリーブ公園整備事業の一環といたしまして小豆島町土地開発公社から土地を購入し、小豆島オリーブ公園用地として利用していこうとするものでございます。

めくっていただきまして、17ページ、18ページをお開き願います。同じく、5目サイクリングターミナル費200万円ですが、これは宿泊者の増に伴う必要経費の計上と25節積立金150万円につきましては利用料の増による剰余金を基金に積み立てるものでございます。

次に、8款土木費、2項3目道路建設改良費、19節負担金補助及び交付金500万円の減ですが、これは県事業の確定による負担金の減でございます。

同じく、4項2目港湾建設費3千万円の減と5項3目改良住宅等改善事業費1,491万2千円の減につきましても事業の精算見込みによる減でございます。

めくっていただきまして、19ページ、20ページをお開き願います。

9款消防費、1項1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金319万1千円の減につきましては、広域負担金の確定によるものでございます。

2目非常備消防費、1節報酬95万円ですが、出勤実績等による報酬の増でございます。

3目消防施設費、15節工事請負費100万円の減につきましては、消火栓の新設がなかったことによる減でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費については財源内訳の変更でございます。

同じく、2目教育振興費、18節備品購入費35万2千円ですが、これは歳入のところでもご説明いたしました。県からの原子力エネルギー教育支援事業の補助採択を受け、事業を実施するものでございます。

同じく、3項中学校費、2目教育振興費、18節備品購入費20万7千円ですが、これも同様に県からの原子力エネルギー教育支援事業の補助採択を受け、事業を実施するものでございます。

同じく、3目学校建設費1,532万7千円の減ですが、事業の精算見込みによる減でございます。

同じく、5項1目小豆島こどもセンター費につきましては、財源内訳の変更でございます。

同じく、6項社会教育費、1目社会教育総務費、19節負担金補助及び交付金24万2千円の減につきましては広域負担金の確定によるものでございます。

めくっていただきまして、21ページ、22ページをお開き願います。同じく、4目少年育成費、19節負担金補助及び交付金13万1千円の減ですが、これも広域負担金の確定によるものでございます。

同じく、5目人権教育啓発費、11節需用費37万5千円につきましては、県からの委託を受けて人権教育調査研究事業を実施するものでございます。

同じく、7項1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金10万円ですが、国体等全国大会出場者の増によるものでございます。以上、歳出の補正予算総額は9,348万6千円の減となっております。

これで、一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 14ページの児童福祉施設費の嘱託職員賃金の減の理由と、その減になって後の補充なりとの関係を伺いたいと思います。

16ページの農地で節の公有財産購入費、これの具体的な場所なり、なぜ変更になったのかというさらなる内容の説明。

商工費、公有財産の土地購入費これは100周年ということでオリーブ公園の位置を言われましたが、これもどれぐらいの面積なりになるのか、どの位置になるのか、どういうふうな利用をされようとするのか具体的な説明をお願いします。

22ページの人権啓発費、県の委託ということで財源が県の支出金90万円という計上されております。節の内容については37万5千円ということで、消耗品費、印刷費等が入っております。人権教育の調査をするためと言われましたが、具体的な内容を伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 嘱託の保育士の賃金の減の理由をお尋ねでございます。

保育所は内海保育所でございますけれども、19年度の当初予算編成時ですけれども、継

続して雇用したいというふうに思っておりました職員、振り休の対応の職員でございますけれども、19年度に入る直前にやめたいということで、そのかわりを雇用していなかったため不用になったわけでございます。以上です。

14番（村上久美君） まだ、補充。しない。

学校教育課長（中桐久志君） はい。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 16ページの6目農地費の17節公有財産購入費でございますが、この場所につきましては小豆島高校西側から別当川にかけての水田地帯の中を走っている県営中山間総合整備事業でやっている立恵東2号農道の用地購入費でございます。それで、減の理由といたしましては、当初計画をいたしておりましたのが延長が370メートルございました。ただ、地元地権者との協議の中で線形の変更、これは当初線形がかなり湾曲しておりましたので、できるだけ直線に近いというような線形の変更によりまして70メートル延長の減となっております。それに伴いまして、面積が768平米減になったものでございます。それと、あわせまして当初宅地、道路沿い町道沿いに面した部分については宅地ではないかなということで宅地の単価で見えておりましたが、これも地元関係者と協議の結果、協議といいますかお願いをいたしまして当然地目が田ということになっておりましたので、田の単価でということで、非常に安い値段で買わせていただいたということによりまして1,667万9千円の減となりました。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 7款1項4目観光施設費のうち17節公有財産購入費の土地購入でございますが、こちらオリーブ公園、ハーブガーデンというのが町道沿いの一番上の方でございます。その川向かい側の土地を購入しようとするものでございまして、面積が約1,000平米でございます。その中で、利用目的でございますが、オリーブ100周年祭を迎えましてオリーブの苗またハーブの苗育成とかそういったものに活用してまいりたいと。また、周遊性を高めておりますので、ちょうどそのあたりをまち歩き等のツアーでもその近辺を周遊いたしますので、そのあたりの景観形成そういったものにも活用してまいりたいというような内容でございます。以上です。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 説明書21ページ、22ページですけれども、人権教育啓発費の中でということであります。

この事業につきましては、昨年も3月議会でご答弁申し上げたと思っておりますけども文部科

学省の人権教育調査研究事業の対象事業として、19年度につきましては多分4月に各議員さんにお配りしたと思うんですけども、各それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高校の児童・生徒による人権作品集ということで、これでございますけれどもこれをつくりました。それで、今回につきましては当初予算時については予算計上については、この印刷製本費だけ52万5千円を要求しておりました。それで、7月に説明会ございましてこの事業が県で採択を受けたということで今回の補正ということでございます。この印刷部数につきましては、当初1,500を予定しておりましたけれども、以後町内の自治連絡協議会であるとか保育所、それとか各クラスに1部ずつということで300部増部して、今回の補正で対応しております。今回18年度と違ったところについては、それぞれ各学校で1年生、2年生、3年生、小学校であればそれぞれ学年によって人権の取り組みが違います。そういうな形のもので学校の取り組みをそれぞれ学校別にまとめたものも掲載しております。この分につきましては、3月いっぱいでき上がります。また、議員各位にはご配付をしてご一読いただいたらと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 保育士の補充はしないということで、当初は継続でやるという考えだったと言われましたが、保育においては補充しなくて十分な、安全な保育ができるということなんでしょうか。それで補充しないと。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 安全面で十分かと言われると、十分というふうにはっきりは申し上げることは難しいのかなと思いますけれども、草壁保育園と内海保育所とで入所児を調整しながら配置最低基準を逸脱しないような格好で振り休の対応の保育士を雇用しなくてもできるという見通しが立ったものですから、雇用しなかったということでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 2点、お伺いします。

12ページの財産管理費の修繕料、機構改革による移動整備ということですが、具体的な中身とその時期などを教えていただきたい。それから、20ページの小学校と中学校の教材用備品ということで、これも中身を教えていただきたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 財産管理費の中の修繕料ということで70万1千円計上いたしております。中身でございますが、一番大きいのが防災行政無線の設備の移転ということ

で、ただいま情報管理室がおります内海庁舎の2階から旧の町長室の前室の方へ情報管理室が移動します。これに伴いまして県の防災行政無線並びに町の防災行政無線の基地といいますが、局がございますがこれを旧の町長室の前へ移転するのが40万円程度かかります。それから、電気設備あるいは電話の移設、移設といいますが増設、それからLANの庁内ネットワークの移設といいますが、その配置人数が異なりますので、それから庁舎の表示物、課名が変わったりいたしますので、こういったものもろもろでございます。合計で74万1千円でございます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 備品のお尋ねでございますけれども、教材用備品でございますけれども、先ほど企画財政課長から4小学校、2中学校ということで説明がありましたけれども、星城小学校を除くあと小・中学校でございます、その購入する教材ですけれども、ちょっと内容まで聞かれたらちょっと困るんですけども、何点か申し上げたいと思います。充電学習セット、それから大型光電池、それから発電機モーター実験機、それから太陽電池学習セット等の学習セットとなっております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 平成19年度の一般会計補正予算に反対をいたします。

その理由は、後期高齢者の医療制度システム改修委託というのが計上されております。この後期高齢者の医療制度は先ほど来から述べているように、医療の治療の差別、病院からの追い出しなど、また保険料の新たな負担を求める問題、年金からの天引きという事業であり、それを推進していくシステムであるということで、医療のあり方に逆行するものでありますので、以上の理由から反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。7番安井議員。

7番（安井信之君） この先ほど言われた後期高齢者の関係の部分におきましては、被用者保険の被用者であった者の激変緩和措置における国の措置でありますので、私はこの国の施策の中ではこれは妥当だと思いますので、賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第6、議案第26号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第26号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案の7ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ343万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,863万6千円と定めるものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の金額の第1表の歳入歳出予算補正を定める規定でございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正で説明させていただきます。

歳入のところでございますけど、款3国庫支出金、項2国庫補助金は補正前の額が1億9,159万5千円、補正額343万5千円の増額でございます。合計1億9,503万円としております。これは、内容としましては直診施設の内海病院の健康管理事業の費用と直営施設の福田診療所の赤字幅の当初見込みより減額となりました。ですけど、国保情報データベースシステムの更新費用42万円と内海病院でレセプト電算処理システムの導入費用500万円が特別調整交付金で全額交付されることとなったために増額となったものであります。

次に、歳出でございますけど、款1総務費、項1総務管理費補正前の額878万1千円、補正額42万円の増額で計920万1千円としております。これは、先ほども説明しましたように国保の情報データベースシステムの更新のためのオペレーションシステムの切りかえを行う費用で、富士通四国に委託して実施しております。

款9諸支出金、項3繰出金、補正前の額1,020万5千円、補正額301万5千円の増額で計1,322万円としております。これは、歳入でも説明しましたように内海病院の健康管理事業が当初見込みより減額になったのと、福田診療所の医薬品等が減額が見込まれたために減額しましたが、内海病院の経営合理化のためにレセプト電算処理システムの導入を

しました。これは病床数200床未満の病院は500万円までが特別調整交付金で見られたために増額となったものであります。以上、歳入歳出補正額は合計343万5千円、歳入歳出合計額は22億2,863万6千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第7、議案第27号平成19年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第27号平成19年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ83万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,233万4千円と定めるものであります。

第2項は、歳入歳出の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による規定でございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算補正で説明させていただきます。

歳入でございますけど、款3繰入金、項1他会計繰入金、これは補正前の額626万7千円、補正額83万5千円の減額で計543万2千円としております。これは、当初医業費用として2,192万8千円を見込んでおりましたが、治療費が簡易な治療にとどまる傾向が強いために、これに伴い医薬品材料費の支給が減額見込みとなったためでございます。国民健康保険の直診診療所の調整交付金がこれにより減額になりました。

次に、歳出の補正でございますけど、総務費は財源内訳の変更でございます。

款2 医業費、補正前の額2,192万8千円、補正額83万5千円の減額で計2,109万3千円としております。歳入で説明しましたが、医薬材料費の減額見込みに伴うものであります。以上、歳入歳出補正額は合計83万5千円の減額で、歳入歳出合計は4,233万4千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第8、議案第28号平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第28号平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案の11ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,385万7千円を追加します。それで、歳入歳出それぞれ26億4,525万6千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による規定でございます。

それでは、歳入歳出予算補正で説明させていただきます。

歳入の補正でございます。款1 支払基金交付金は補正前の額14億3,341万1千円、補正額175万9千円の増額で、合計14億3,517万円としております。これは老人医療費受給者に対し、高額医療費等の療養費を支給する医療給付費を支払い見込み額が4,968万円となっ

たため、当初見込んでいた額より352万円の増額となったためでございます。負担率12分の6の352万円の12分の6の175万9千円の増額をするものでございます。

款2 国庫支出金、目1 医療費負担金、これは高額医療費等の療養費の負担率、国庫負担の率が12分の4の117万3千円と、平成18年度の精算による追加交付分1,064万3千円の計1,181万6千円の増額補正をするものであり、合計として8億791万7千円となります。

款2 県支出金、目1 医療費負担金、これは先ほどから説明しております高額療養費の12分の1負担分29万3千円の増額で、計としまして1億9,931万8千円となる補正であります。

款3 繰入金、目1 一般会計繰入金、これは先ほどから説明しております高額医療費の療養費の町負担分12分の1の29万5千円と平成18年度追加分の30万6千円を一般会計へ戻すために差し引きして1万1千円の減額をしております。合計として2億202万8千円。

次に、歳出の補正でございますが、款2 医療諸費、目1 医療給付費、これは当初高額医療費の療養費が見込みより352万円の増額となったために補正するものでありまして、計26億3,129万9千円とするものであります。

款3 諸支出金、目1 償還金でございますけど、平成18年度の精算によりまして超過交付されました県負担金を返還するものであります。1,033万7千円の増額補正をして計としまして1,034万円とするものであります。以上、歳入歳出補正額は1,385万7千円の増額補正で歳入歳出合計額26億4,525万6千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第29号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第29号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案の13ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,183万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,523万3千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による規定でございます。

それでは、次のページの歳入歳出予算補正で説明させていただきます。

歳入の補正でございますが、款3国庫支出金、これは介護給付費の見込み額が当初より3,500万円増額となったことにより、国庫負担金、調整交付金それぞれの負担割合に応じて算出した額が介護予防給付に係る交付金、それと介護保険システム改修補助金、補助率2分の1の補助金の計763万5千円の増額補正でございます。それで、合計3億636万7千円とするものであります。

款4支払基金交付金は介護給付と地域支援事業分の計998万2千円の増額補正をするものであります。合計としまして3億8,451万6千円とします。

款5県支出金は、国庫支出金と同様に算出しまして527万円の増額補正をして合計2億16万8千円とするものであります。

款7繰入金は介護認定審査会による経費が減額となったのと、平成18年度の給付が計画より少なくて済みましたので、繰越金が増額となったために基金の取り崩しをしなくて済みました。それで、555万円の減額補正をして計1億8,791万1千円とするものであります。

繰越金は、先ほども説明したとおり平成18年度の精算により当初見込んでいた額より1,449万6千円多く残金が出ましたので、補正をして計2,106万4千円の繰り越しを行うものであります。

なお、基金残高は1億611万3千円に変更はございません。

次に、歳出の補正でございますけど、款1総務費は療養病床から老人保健施設に転換した施設の報酬や、後期高齢者医療制度の創設に伴うことや保険料の激変緩和に対応するための保険者システムの改修をする費用と小豆広域で行っております認定審査会が減になったことにより36万7千円の減額補正をするものでありまして、計2,962万5千円とするも

のであります。

款2 保険給付費は、当初12億10万円を見込んでおりましたが、介護サービス費においてデイサービス、通所リハの新たな開設や利用者の増加と特定施設入所者生活介護の利用者の増によるものでありまして、介護予防サービスにおいても、デイサービスや有料老人ホームの利用者増によるものであり、高額サービス費においても若干の増となる見込みであるので、3,500万円の増額補正をし計12億3,510万円を見込んでおります。

款3 地域支援事業費でございますが、特定高齢者施策事業において口腔機能向上と低栄養改善、それと閉じこもり予防等の事業の対象者がいなかったことにより280万円の減額補正をして計2,334万円といたしております。以上、歳入歳出の補正額は3,183万3千円の増額補正として歳入歳出合計額を12億9,523万3千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第30号平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第30号平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案の16ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ165万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,063万7千円と定めるものであります。

第2項は、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による規定でございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

歳入の補正でございますけど、款1サービス収入でございますが、当該介護予防サービス計画費収入を当初は要支援者の7割、1カ月当たり大体215名程度の利用を見込んでおりましたけれども、現状では5割の150名程度の利用になっているため345万円の減収が見込まれたためでございます。経費節減策として介護予防ケアプランの直営での作成をふやすとともに職員の人件費を1名分を1月から補助事業の地域支援事業で賄うこととしたために345万円の減額補正をして計725万円とするものであります。

繰入金は、款1サービス収入で説明しましたように、減収となりましたものを財源不足分の137万9千円を一般会計から補てんするものであり、計209万9千円の一般会計からの繰り入れをお願いするものであります。

繰越金は、前年度の精算によりまして42万1千円の繰越金が出ましたので、それを繰り入れし計47万6千円とするものであります。

次に、歳出でございますけど、款1サービス事業費、これはサービス計画費収入が減収となることから、人件費の1名分を先ほども説明しましたように1月から地域支援事業で賄うこととしまして、介護予防ケアプラン作成の委託をしておりましたけど、委託を少なくして経費節減に努めることとしまして165万円の減額補正をして計1,063万7千円とすることにしております。以上、歳入歳出補正額165万円の減額補正で、歳入歳出合計額を1,063万7千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第31号平成19年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 議案第31号平成19年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

議案18ページでございます。

第2条が収益的収入の補正でございます。既決の病院事業収益の予定額に501万4千円を加えて28億7,631万円にしようとするものです。

内容につきましては、実施計画の方でご説明をいたします。

第3条が資本的収入及び支出の補正でございます。既決の資本的収入の予定額に1,787万1千円を加えて2億5,846万5千円に、既決の資本的支出の予定額に2,574万4千円を加えて3億5,811万8千円にしようとするものです。これにより予算第4条本文括弧書きの中の資本的収入が資本的支出額に対して不足する額9,178万円を9,965万3千円に、損益勘定留保資金9,178万円を9,965万3千円に改めようとするものであります。

それでは、実施計画書をお開き願いたいと思います。説明書の最後のページ、68ページでございます。

1款1項医業収入の3目その他医業収益で国保の直営診療施設が行います保健事業に対する助成金が505万円と確定しましたので、当初予算からの差額の115万円を減額するものです。

第2項医業外収益につきましては、3目他会計負担金交付金では地方交付税確定によります一般会計負担金616万4千円を増額するものです。以上、病院事業収益の補正を合わせまして501万4千円を増額するものでございます。

次の資本的収入及び支出でございますが、収入の1款資本的収入、1項負担金、1目他会計負担金1,787万1千円を増額ですが地方交付税措置額の確定に伴う一般会計繰入金金の精算で1,287万1千円を増額と、それとレセプトの電子請求の導入に伴います国保調整交付金500万円が増額になったものでございます。

支出の1款資本的支出、2項企業債償還金、1目企業債償還金につきましては、予算査定後元利償還額の変更があったため2,574万4千円を増額補正するものでございます。以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 説明書の実施計画の方ですが、68ページ、収益的収入のところ



の医業外収益の一般会計負担金が616万4千円、資本的収入の方の一般会計負担金等が入ってますが「等」が、1,787万1千円となってます。で、資本的収入のこの説明の一般会計負担金等の中身、一般会計の方を負担金で幾ら、等のところで幾らなのか伺いたいと思うのですがよろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 一般会計負担金等という等の内訳でございますが、交付税措置額決定に伴う一般会計の負担金の精算が1,287万1千円と国保調整交付金、レセプト電算分の増額の500万円、その分の合計でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） そうすれば、一般会計の方から病院費の方で節で病院事業会計負担金が1,903万5千円とあるわけですが、今言った金額です、病院の方が616万4千円と1,787万1千円、合わせて2,403万5千円になるわけですが、この金額の関係はこれでよろしいのでしょうか。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 交付税の額が確定しまして収益的収支の方ではめると、資本的収支の方ではめるとありますので、この額で合っております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第32号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次に、日程第12、議案第32号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第32号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基き小豆島町教育委員会委員の任命につき同意を求めるものでございます。

今回の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成20年4月1日から施行される予定であり、この改正につきまして教育委員への保護者の選任が義務づけられております。このことを踏まえまして選任を行ったところであります。

横手繁さんの略歴につきましては、議案に記載のとおりでございますが、現在中学生のお子さんをお持ちであり、これまでもPTA活動に積極的に取り組まれますとともに、地区の公民館活動でも重要な役割を担われております。教育、学術、文化に関し識見を有しておられます。

教育委員として適任であると考え、任命をしようとするものでございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第32号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号はこれに同意することに決定されました。

ここで暫時休憩します。午後は1時から再開したいと思います。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。再開前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第13 発議第2号 庁舎問題特別委員会の設置について

議長（中村勝利君） 日程第13、発議第2号庁舎問題特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第2号庁舎問題特別委員会の設置について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成20年3月21日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

庁舎問題特別委員会の設置について。

1．委員会の名称、庁舎問題特別委員会。

2．委員の定数、本委員会の委員定数は8人とする。

3．付託事件、庁舎問題に関する事項。

4．委員会の権限、本委員会は地方自治法第110条第4項ただし書きの規定により閉会中も審査を行うことができるものとする。

提案理由。

庁舎の老朽化に伴い耐震性に欠けるとともに防災拠点として十分な機能を果たすことが困難である。また、住民の利便性や効率的な事務運営に支障等さまざまな問題の解決を図るため、庁舎問題について調査検討するため庁舎問題特別委員会を設置しようとするものである。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました発議第2号庁舎問題特別委員会の委員の選任を各常

任委員会で行っていただきたいと思います。

委員の選任については、総務常任委員会から3人、教育民生常任委員会から3人、建設経済常任委員会から2人ということをお願いいたします。

ただいまから暫時休憩します。常任委員会の開催場所は総務常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室、建設経済常任委員会は第4会議室でお願いしたいと思います。

なお、各常任委員会の委員長は委員が決まりましたら、お手数ですが事務局長までご報告願います。それでは、それぞれ委員会に分かれて選任していただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時10分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、庁舎問題特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長に報告させます。事務局長。

議会事務局長（真渡 健君） それでは、ご報告いたします。

総務常任委員会からは、藤本傳夫議員、渡辺慧議員、藤井源詞議員、教育民生常任委員会からは、安井信之議員、秋長正幸議員、森崇議員、建設経済常任委員会からは、村上久美議員、浜口勇議員、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

議長（中村勝利君） お諮りします。

庁舎問題特別委員会委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあった8名を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、庁舎問題特別委員会委員はただいま事務局長から報告のあった8名を選任することに決定されました。

~~~~~

日程第14 発議第3号 議員定数特別委員会の設置について

議長（中村勝利君） 次、日程第14、発議第3号議員定数特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第3号議員定数特別委員会の設置について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成20年3月21日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

議員定数特別委員会の設置について。

1. 委員会の名称、議員定数特別委員会。
2. 委員の定数、本委員会の委員の定数は8人とする。
3. 付託事件、議員定数に関する事項。
4. 委員会の権限、本委員会は地方自治法第110条第4項ただし書きの規定により閉会中も審査を行うことができるものとする。

提案理由。

町財政が逼迫する中で、小豆島町議会としても積極的な経費削減に取り組み、より一層住民の声にこたえていくことを目的とし、議員定数はいかにあるべきか調査検討するため議員定数特別委員会を設置しようとするものである。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 2点、お尋ねをしたいんですが、先日この議員定数の問題で議員懇談会でしたか話をしたときには、定数だけじゃなくて歳費のこともいろいろ話題になってたと思うんですけど、この特別委員会では歳費のことの論議というか、そういう調査検討というのはされる予定はあるんでしょうか。

それから、議員定数ということですけども、この提案理由を読む限りでは定数全般について検討するということなので、目的はただ減らすという目的ということだけではないということを確認したいんですけど。以上です。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

8番（井上喜代文君） まず、歳費の部分ですが、提案理由にありますように積極的に経費の削減に取り組むという段で表現しているように思っております。

それから、ただ会を開くというものじゃなくて、当然定数をどうあるべきかという問題をいろいろ調査や検討をするためにつくる委員会と認識しております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました発議第3号議員定数特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思います。

委員の選任については、総務常任委員会から2人、教育民生常任委員会から3人、建設経済常任委員会から3人ということをお願いいたします。

ただいまから暫時休憩します。常任委員会の開催場所は、総務常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室、建設経済常任委員会は第4会議室でお願いしたいと思います。

なお、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたらお手数ですが事務局長までご報告願います。それでは、それぞれ委員会に分かれて選任していただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後1時17分

再開 午後1時19分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、議員定数特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長に報告させます。

議会事務局長（真渡 健君） それでは、ご報告いたします。

総務常任委員会からは、井上喜代文議員、中江正議員、教育民生常任委員会からは、新茶善昭議員、新名教男議員、鍋谷真由美議員、建設経済常任委員会からは、植松勝太郎議員、森口久士議員、谷清議員と、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

議長（中村勝利君） お諮りします。

議員定数特別委員会委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあった8名を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議員定数特別委員会委員はただいま事務局長から報告のあった8名を選任することに決定されました。

次に、庁舎問題特別委員会及び議員定数特別委員会の委員長、副委員長の選任であります。

特別委員会の委員長、副委員長は小豆島町議会委員会条例第8条の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各特別委員会を開催していただき互選をお願いいたします。開催場所は、庁舎問題特別委員会は委員会室、議員定数特別委員会は議員控室をお願いいたします。

なお、正・副委員長が決まりましたら各委員長はお手数ですが事務局長までご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後1時21分

再開 午後1時24分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に庁舎問題特別委員会及び議員定数特別委員会を開催し、正・副委員長が互選されました。

事務局長に報告させます。

議会事務局長（真渡 健君） それでは、ご報告いたします。

庁舎問題特別委員会の委員長に秋長正幸議員、副委員長に藤本傳夫議員、また議員定数特別委員会の委員長に井上喜代文議員、副委員長に新名教男議員、それぞれ互選されたので、あわせてご報告いたします。以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第15 発議第4号 後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次に、日程第15、発議第4号後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 発議第4号後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出について、まず提案理由をご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は75歳以上の人を勝手に後期高齢者と呼び、他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪です。今この制度の中身が知られてくる中で、高齢者、国民、自治体、地方議会、医療関係者などから一斉に中止・撤回の声が沸き起こっています。制度の中止・撤回などを求める地方自治体の決議は512自治体と

全国の自治体数の3割近くに上り、反対署名は全国で350万人に達しています。東京、神奈川、北海道などの広域連合からも被保険者の負担軽減などで国の財政措置を求める意見書が提出をされています。

日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党は、2月28日に後期高齢者医療制度の廃止法案を衆議院に提出をしております。政府は一部凍結をしましたが、これは制度の破綻をみずから認めたものです。小泉・安倍内閣の6年間、高齢者は所得税、住民税の増税、国保税、介護保険料の値上げ、医療の窓口負担引き上げなど相次ぐ負担増に悲鳴を上げてきました。福田首相が所信表明で述べたように、お年寄りの置かれている状況に十分配慮し、きめ細かな対応に努めるというのなら、政府は小手先のごまかしではなく制度の実施そのものを中止すべきだと考えます。政府は医療制度の改悪で後期高齢者の医療費を30兆円から25兆円に5兆円減らそうとしております。しかし、日本の総医療費は、GDP国内総生産の8%であり、サミット参加7カ国で最下位です。高薬価や高額医療機器などにもメスを入れつつ、公共事業や軍事費などの浪費を見直し、大企業、大資産家に応分の負担を求めるなら公的医療保障を拡充することはできます。

戦争を体験され、戦後は日本の復興のために必死で働いてこられた世代の方が、高齢期になったら国から捨てられるそして早く死ねと迫るようなそんな思いをさせる制度は余りにひどいのではないのでしょうか。私は住民の代表として本町議会としてこの意見書を出すことは当然のことだと考え、森議員の賛同をいただき提案をするものであります。

それでは、読み上げます。発議第4号後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成20年3月21日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員鍋谷真由美。賛成者、同森崇。

後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書。

2006年6月、高齢者医療費の抑制を目指す医療制度改革関連法が強行成立した。この改革の一つとして現役並み所得とされる高齢者70歳以上の窓口負担が3割に引き上げられ、療養病床の食費、部屋代の大幅値上げ、高額医療費や人工透析の患者負担増が強行された。2008年4月からは、70歳から74歳のすべての人の窓口負担が2割に引き上げられた。こうした高齢者をねらい撃ちした負担増は高齢者の老後を脅かし不安を増大するものである。また、来年度より導入される予定の後期高齢者医療制度では家族に扶養されている人も含め、75歳以上のすべての人が介護保険と同じ年金天引きで保険料を徴収され、保険料



を払えない人からの保険証の取り上げも計画されている。政府は後期高齢者の診療報酬をそれ以下の世代と別枠にし、粗悪医療や病院追い出しを押しつけようとしている。いつでも、だれでも安心して医療を受けられるようにするのが医療の原則である。この後期高齢者医療制度は医療のあり方に逆行するものである。

厚生労働省は、ほとんど収入がない後期高齢者に対して全国平均6,200円の高負担の保険料を押しつけ、さらに年金から特別徴収することとあわせ65歳から74歳の国民健康保険税も年金から特別徴収することにしている。これは年金受給権、生存権の剥奪につながるものである。多くの高齢者は、こうした新制度の内容を理解していない。このような現状で新制度を今のまま実施すべきでない。高齢になっても、安心した生活ができるよう下記項目について強く要請する。記。

- 1．後期高齢者医療制度を中止・撤回すること。
- 2．70歳から74歳の窓口負担の引き上げを中止すること。
- 3．前期高齢者の国保税年金天引きを中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2008年3月21日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。以上ですが、皆さんの賛同を心からお願い申し上げまして提案とさせていただきます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は後期高齢者医療の中止・撤回を求める意見書の提出について反対の立場から討論をいたします。

少子・高齢化が急速に進み、社会環境が大きく変化している近年、我が国におきましては国民全体の医療費が増大し、平成19年度には34兆円を超え、そのうち75歳以上の医療費は約12兆円で全体の35%を占めるまでになると予測されています。このように医療費の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を維持し、医療制度を将来にわたり安定的なものにするため、後期高齢者医療制度は必要であると考えます。また、70歳から74歳の窓口負担の引き上げにつきましては、医療費の増大する中、受益者に対して分相応に負担していただくことは必要であると考えますし、平成20年度は臨時的特別措置を行っており、軽減が図

られております。

年金からの特別徴収につきましては、国の施策であり納税者には金融機関等に出向き、納付したり引き落とし口座に入金したりする手間が省けたり、納め忘れがなくなるというメリットもあります。また、保険料の未納ということでの問題等も解決すると思います。以上のことから意見書の提出については反対いたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。4番森議員。

4番（森 崇君） 私は原案に賛成の立場で申し上げます。

最初に、後期高齢者の問題がされた、データの問題です、先に。日本国民の勤労者の総所得と高齢者の総所得を計算したら、高齢者の方が多いという非常に単純な計算で負担を高齢者に求めたと。以前はリッチと言われてました。やっぱり年齢の高い人が年金もよくもらえるやないかみたいな時代もありましたけども、そのデータによりますと、高齢者も非常に貧困の状態になっていると。相対的貧困層いわゆる人に比べて比較的低いというのと絶対的貧困層に分かれてますけど、相対的貧困層250万円以下で53%おられるそうです。絶対的貧困層というのは19.5%、115万人おられるそうです。この数なんですけど、この生活保護世帯が105万世帯とかというて、ここ二、三年言われてますけど、それと比べてもまだ高くない。だからといって生活保護が高いということじゃないんですけど、国民全体が非常に貧困に追い込まれる中で、またこの高齢者に結果的に押しつけてしまうと。これについては問題があると思うんです。ですから、町議会でこれ決まって、実はそこら辺に問題があるのは厚生労働省が75歳以上で高血圧とか糖尿病、いわゆる生活習慣病の患者を健康診断の対象外にせよというようなことを、県の広域連合に求めているという情報もございます。中身や費用がいずれかさんでくるから、いずれ保険料も上げないかんからという、これも、ですから弱いものいじめだと思うんです。

今から20年、25年前に比べて国民医療費の財源構成、どこから集めてるかということなんですけど、資料によりますと1980年に国がいわゆる国民医療費の財源の構成です、国が30.4%、事業主が24%、地方が5.1%、家計が40.2%でした。2005年には国が30.4から25.1に下がってます。事業主は24.0から22.0、これも少し下がってます。ふえたのは地方自治体でございます、5.1%から11.4%。いわゆる自治体と家計、家計は40.2から43.3に上がってますけど、そういった意味では家計も地方自治体も国の政策というのは、国民と地方自治体をいじめる政策というのは、結果的にです、そう思ったかどうかわかりませんが、結果的にそういうことが起こってしまってるわけです。そういった意味では、この意見書はせめて出すのはご賛同いただきたい。町も大変ですし、町民も大変だという

ことからするとぜひ賛同していただきたい。2年間はとりあえずいろいろ問題があるということで、4月から9月までは均等割のあれを引かない、凍結だと。10月からは1割負担になって来年の4月から1年間は5割負担になっていくということですから、予定どおりになりますと、この間質問したように年収が、1カ月の収入が1万5千円が年間18万円の人も引かれるということになっていきます。そういった意味では、本当に弱い人のところにいくという苦しさはご理解いただければ、意見書提出ぐらいというたら失礼ですけど、意見提出ぐらいはみんなを出していただきたい。それが全国で今5百何ぼ、鍋谷さんが言われてましたけど、そういったのは僕たちの議会の任務ではないかなというふうに思います。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第4号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立少数です。よって、発議第4号は否決されました。

~~~~~

日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第16、日程第17、日程第18及び日程第19、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第16、日程第17、日程第18及び日程第19を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長、内海ダム特別委員長及び交通問題特別委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

ここでお諮りします。

先ほど発議第2号庁舎問題特別委員会の設置についてと発議第3号議員定数特別委員会の設置については原案どおり可決され、正・副委員長も互選されたところではありますが、先ほど庁舎問題特別委員会委員長及び議員定数特別委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出があり、これを受理いたしました。よって、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程として議題にすることに決定されました。

ここで追加議事日程を配付する間、暫時休憩します。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出について

追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） それでは、お手元に配付しました追加議事日程により議事を進めたいと思います。

日程はお手元に配付のとおりです。

議会事務局長（真渡 健君） 恐れ入りますが、委員長欄が空欄でございます。

庁舎問題特別委員長秋長正幸、議員定数特別委員長井上喜代文とご記入ください。以上です。

議長（中村勝利君） お諮りします。

追加日程第1及び追加日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1及び追加日程第2を一括議題とします。

庁舎問題特別委員会委員長及び議員定数特別委員会委員長から調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成20年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員